

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

無国籍者の保護およびその帰化のための 便宜に関する条文案 (仮訳)

2017年3月

UNHCR は、1954 年の無国籍者の地位に関する条約が一律に遵守されることを促進する責任、および、無国籍者が国際人権法にしたがって取り扱われ、かつその帰化のための便宜に適宜アクセスできるようにすることに関して関係国に技術的援助を提供する責任にしたがって、この文書を発行する。

UNHCR の責任下に入るのは、当初、UNHCR 事務所規程第 6 条 A (II) および 1951 年の難民の地位に関する条約第 1 条 (A) (2) に定められた難民である無国籍者に限定されていた。しかし、1961 年の無国籍の削減に関する条約第 11 条および第 20 条で想定されている職務を遂行するため、1974 年の国連総会決議 3274 (XXIX) および 1976 年の同 31/36 によって UNHCR の任務は拡大され、同条約に定められた者についても対象とすることとなった。UNHCR 事務所は、UNHCR 執行委員会結論第 78 号に基づいて無国籍者についての責任を全般的に委ねられ、同結論は 1995 年の国連総会決議 50/152 で支持された。国連総会はその後、2006 年の決議 61/137 において、UNHCR が責任を負うべき 4 つの広範な分野（無国籍の把握、防止および削減ならびに無国籍者の保護）について定めた執行委員会結論第 106 号を支持するに至った。

この文書は、無国籍者の保護および帰化に関する規則を人権機関および市民社会組織とともに策定しつつあるさまざまなラテンアメリカ諸国と協議しながら作成されたものである。その目的は、これらの国々に法的助言を提供すること、および、UNHCR に寄せられた技術的援助の要請に応えることにある。

この条文草案には、UNHCR が 2014 年に発行した『1954 年の無国籍者の地位に関する条約に基づく無国籍者保護ハンドブック (Handbook on Protection of Stateless Persons under the 1954 Convention Relating to the Status of Stateless Persons)』に掲げられた勧告と、米州人権保護制度が発展させてきた基準および米州諸国ですでに作成されている優れた草案・法案が反映されている。

目次

一般条項	9
第 章：定義／適用範囲／趣旨および目的／無国籍者と同様の状況にある個人.....	9
第 条 無国籍者の定義.....	9
第 条 人的および実体的適用範囲	9
第 条 趣旨および目的.....	9
第 条 無国籍者と同様の状況にある個人	9
第 章：法律の解釈	10
第 条 年齢、ジェンダーおよび多様性の考慮／最も好意的な待遇	10
第 条 この法律にかかわらず認められる権利	10
第 条 外国人である個人に関連する規則および行政手続一般.....	10
第 条 除外、終止、撤回および取消しに関連する条項	10
第 章：保護の原則	10
第 条 非差別	10
第 条 非正規な入国または滞在に対する制裁の不適用	10
第 条 収容の禁止.....	11
第 条 ノン・ルフールマン	11
第 条 追放の禁止.....	11
第 条 家族単位／再統合	11
第 条 地位の域外的効力.....	12
第 条 外交的保護.....	12
第 章：無国籍者として保護される地位の終了.....	12
第 条 終止.....	12
第 条 撤回.....	12
第 条 取消し	12
権利および義務	13
第 章 総則	13
第 条 無国籍者としての保護を求めかつ受ける権利	13
第 条 帰化する権利	13
第 条 自己の名義による申請.....	13
第 条 1954 年条約で保護される権利	13
第 条 就労する権利	13
第 条 義務.....	13
第 章：身分証明書および旅行証明書／合法的居住／行政上の援助	14

第 条 身分証明書.....	14
第 条 一時的居住および永住.....	14
第 条 身分証明書および居住（無国籍者の家族）.....	14
第 条 旅行証明書.....	14
第 条 行政上の援助.....	15
第 条 無償.....	15
国家無国籍者・難民委員会（CONARE）／技術行政事務局.....	16
第 章：権限.....	16
第 条 国家無国籍者・難民委員会（CONARE）.....	16
第 条 権限.....	16
第 条 技術行政事務局／職務.....	16
手続.....	18
第 章 通常手続.....	18
第 条 法の適正手続.....	18
第 条 情報の提供.....	18
第 条 面接.....	18
第 条 翻訳者または通訳者.....	18
第 条 法的代理人の支援.....	18
第 条 領域への入国.....	18
第 条 申請の提出.....	18
第 条 証拠の認容.....	19
第 条 証拠の提出.....	19
第 条 証拠提出責任.....	19
第 条 申請者の協力義務.....	19
第 条 申請者の出頭義務.....	19
第 条 他国への照会.....	19
第 条 個人情報保護／秘密保持.....	20
第 条 立証の基準.....	20
第 条 灰色の利益.....	20
第 条 事務局の法的意見.....	20
第 条 終局的決定／決定までの期間.....	20
第 条 宣言的效果／人道的および非政治的性格.....	20
第 条 終止、撤回および取消しの手続.....	20
第 条 決定の通知.....	21
第 条 行政上および司法上の再審査／効果.....	21
第 章：他の手続との調整.....	21

第 条 難民認定手続	21
第 条 秘密保持.....	21
第 条 無国籍の難民／両方の地位の認定	21
第 条 無国籍の難民としての地位の終止	22
第 条 期限後の出生登録手続.....	22
第 条 国籍取得手続	22
第 条 他国の国籍取得手続	22
第 章：子どもおよび青少年	24
第 条 面接.....	24
第 条 法的代理人／無効.....	24
第 条 子どもの最善の利益／参加	24
第 条 優先的処理.....	24
第 条 保護・養育者がいない子どもまたは主たる保護・養育者から離別した子どもおよび青少年	24
第 条 親族の搜索.....	24
第 条 年齢の自称／推定	24
第 条 後見人の任命	25
第 条 最善の利益認定手続	25
第 章 障がい者	25
第 条 便益／参加.....	25
第 条 法的代理人.....	25
第 条 後見.....	25
第 条 国籍の推定.....	26
解決策.....	26
第 章：帰化	26
第 条 帰化のための便宜.....	26

無国籍者の保護およびその帰化のための 便宜に関する条文草案

2017年3月

XXX 共和国は、**1951年の難民の地位に関する条約**の締約国である。同条約は XX 年 XX 月 XX 日の法律第 XX 号に基づいて承認され、その加入書〔または該当する場合には「批准書」〕は XX 年 XX 月 XX 日に寄託された。同条約は、いずれかの国の国籍を有する難民または無国籍である難民の国際保護を規律するものであり、難民ではない無国籍者は適用対象となっていない。

XXX 共和国は、XX 年 XX 月 XX 日の法律第 XX 号に基づき、**1954年の無国籍者の地位に関する条約**を承認し、その加入書〔または該当する場合には「批准書」〕を XX 年 XX 月 XX 日に寄託した。同条約の趣旨および目的は、難民ではない無国籍者が自己の人権を可能なかぎり最大限に行使できるようにすることである。

XXX 共和国は XX 年 XX 月 XX 日の法律第 XX 号で難民の保護について定めているが、難民ではない無国籍者の保護のための包括的規則を有していない。したがって、このような個人の把握、保護および解決策の模索を確保するための特別規則を採択することが必要である。

2014年11月、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、各国、市民社会および国際機関との協議の上、無国籍の根絶を世界中で促進するために「無国籍をなくすためのグローバルアクションプラン：2014–2024」を採択した。同プランのアクション6では、各国が、在留の許可および基本的な人権の享有の保障につながる認定手続を通じて無国籍である移住者を把握するとともに、帰化の便宜を図ることが提案されている。

〔原文 p.9 写真キャプション〕

「ブラジル宣言および行動計画」の採択（2014年12月）の様子。UNHCR。

〔本文に戻る〕

2014年12月、ラテンアメリカ・カリブ海地域の28か国および3地域は「ブラジル宣言および行動計画」を採択した。「ブラジル宣言：ラテンアメリカ・カリブ海地域における難民、避難民および無国籍者の国際保護を強化するための協力および地域的連帯の枠組み（Brazil Declaration: A Framework for Cooperation and Regional Solidarity to Strengthen the

International Protection of Refugees, Displaced and Stateless Persons in Latin America and the Caribbean)」において、諸国は、無国籍の根絶に対する決意を再確認するとともに、すべての者は国籍に対する権利を有していること、および、無国籍はこの個人の権利の侵害であることを強調した。

「**ブラジル行動計画**：協力および連帯の枠組みの中でラテンアメリカ・カリブ海地域における難民、避難民および無国籍者の保護を強化しかつ持続可能な解決策を促進するための共通ロードマップ (Brazil Plan of Action: A Common Roadmap to Strengthen Protection and Promote Sustainable Solutions for Refugees, Displaced and Stateless Persons in Latin America and the Caribbean within a Framework of Cooperation and Solidarity)」第6章に掲げられた「無国籍根絶」プログラムは、実効的な無国籍認定手続を設置すること、無国籍者の権利を保障する法的保護の枠組みを採択することおよび帰化の便宜を図ることを推進している。

米州機構 (OAS) 総会は、「米州における無国籍の防止および削減」に関する決議 AG/RES.2599 (XL-O/10)、AG/RES.2665 (XLI-O/11)、AG/RES.2787 (XLIII-O/13) および AG/RES.2826 (XLIV-O/14) に基づき、無国籍者の把握および保護に関連するすべての事柄を包括的に規制する国内法の採択を検討するよう、加盟国に促した。同様に、OAS 総会は、「人権の促進および保護」に関する決議 AG/RES. 2887 (XLVI-O/16) を通じ、無国籍をなくすための国際的および準地域的戦略枠組みとして UNHCR の「グローバルアクションプラン」ならびに「ブラジル宣言および行動計画」を歓迎するとともに、加盟国に対し、無国籍認定のための公正かつ効率的な手続を設置することおよび無国籍者の帰化の便宜を図ることを勧奨した。

米州人権裁判所は、「移住の状況にある子どもおよび／または国際保護を必要とする子どもの権利および保障に関する 2014 年 8 月 19 日の勧告的意見 OC-21/14 (Series A No. 21) において、国は、自国の管轄内にある無国籍の子どもを把握し、その置かれた状況に対して適切な待遇を提供する国際法上の義務を負うと判示した。このことは、米州人権裁判所によれば、年齢、ジェンダーおよび多様性にしたがって女兒および子どものさまざまなニーズに即応できるよう、ある者が無国籍者か否かを認定する公正かつ効率的な手続の設置を要求するものである。

ブラジル、コスタリカ、ペルー、アメリカ合衆国およびウルグアイを含むさまざまな米州諸国が、無国籍者認定手続を設置すること、またはそのような手続の設置に向けた一歩となる措置を採択することへの決意を表明した。ポリビア〔多民族国〕、メキシコおよびパナマは、無国籍に関わる国際的な原則および行動を尊重することへの決意を表明した。アメリカ合衆国はまた、外交政策上のイニシアティブを通じて無国籍に対応することへの決意も表明した。

仮訳・原文英語 UNHCR, “Draft Articles on the Protection of Stateless Persons and the Facilities for their Naturalisation,” (February 2017)
<https://www.refworld.org/docid/59ad4e784.html>

XXX 共和国は、「ブラジル宣言および行動計画」を採択しており、米州機構総会の加盟国であり、かつ、無国籍者の保護および解決策の模索に対する決意を表明している。

以上の理由から、ここに、難民ではない無国籍者の権利義務を規定し、無国籍認定手続を設置し、無国籍者の帰化のための便宜を図り、かつ当該手続の実施を担当する機関の権限および義務を定めるこの法律を採択するものである。

一般条項

第 章：定義／適用範囲／趣旨および目的／無国籍者と同様の状況にある個人

第 条 無国籍者の定義

この法律の適用上、「無国籍者」という用語は、いずれの国によっても、その法の運用において国民と認められていない者をいう。

第 条 人的および実体的適用範囲

この法律は、難民ではない無国籍者の把握、地位認定、保護、援助および帰化のための便宜の提供、ならびに、いずれかの国の国籍を有するものの自国に帰ることを認められない難民以外の者の保護について定める。

次の者は、無国籍者としての地位を付与されない。

1. 国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関から保護または援助を現に受けている者（当該保護または援助を受け続けている時に限る）。
2. 居住国の権限ある機関により、その国の国籍を保持することに伴う権利および義務を有すると認められている者。
3. 次のいずれかに該当すると考えられる重大な理由がある者。
 - a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪または人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。
 - b) 居住国への入国が許可される前に居住国の外で重大な犯罪（政治犯罪を除く）を行ったこと。
 - c) 国際連合の目的および原則に反する行為を行ったこと。

適用可能な国際人権文書に掲げられたノン・ルフールマン原則および補完的保護を求める個人の権利が損なわれることなく、第 3 項に該当するいかなる者も、無国籍者として保護を受けるにふさわしくないという理由で無国籍者としての地位から除外される。

第 条 趣旨および目的

この法律は、無国籍者および当該地位の承認を申請する者に対してその人権を可能な最大限の範囲で行使できることを確保し、かつその帰化のための便宜の提供について定めることを目的とする。

第 条 無国籍者と同様の状況にある個人

この法律で認められる無国籍者の権利は、いずれかの国の国籍を有しているものの当該国の当局から帰国を許されない個人に対しても適用される。

個人が、いずれかの国の国民であると認定されたために無国籍地位認定の申請を棄却されたものの、当該国の領域に帰還することを当該国の公的機関によって許可されない場合、

移民担当機関は、外国人の滞在の禁止に関する移民関連規則の基準に抵触しない限りにおいて、人道上の理由による当該個人の一時的在留を許可する。

権限ある機関は、当該個人に対し、国籍国の公的機関から旅券を取得できない外国人のための特別旅行証明書を交付することができる。

第 章：法律の解釈

第 条 年齢、ジェンダーおよび多様性の考慮／最も好意的な待遇

この法律は、ジェンダー、年齢および多様性に配慮する視点から、かつ無国籍者にとって最も好意的な意味に解釈するものとする。

第 条 この法律にかかわらず認められる権利

この法律のいかなる規定も、本邦が当事国である国際人権条約、憲法または法律によって認められた他のいかなる権利についても、無国籍者によるその享受および行使を制限または除外するものとして解釈されてはならない。

第 条 外国人である個人に関連する規則および行政手続一般

外国人である個人の入国、入国許可、滞在および出国に関する一連の規則ならびに外国人の身分証明書類および帰化に関する規則または行政手続に関連する規則一般は、無国籍者にとってより好意的である規則が定められている時は、直接適用される。

第 条 除外、終止、撤回および取消しに関連する条項

この法律に掲げる除外、終止、撤回および取消しに関連する条項は制限的に解釈するものとし、他のいかなる解釈も類推によって行うことはできない。

第 章：保護の原則

第 条 非差別

公的機関は、無国籍者または当該地位の認定を申請する者であって本邦の管轄に服する者に対し、人種、皮膚の色、性別、性的指向、性自認、言語、宗教、政治的もしくは他のいずれかの態様の意見、国民的、社会的もしくは民族的出身、経済的地位、出生、移住関連の地位または他のいずれかの社会的地位に基づくいかなる差別もなく、この法律が認めるすべての権利の自由かつ全面的な行使を保障する。

第 条 非正規な入国または滞在に対する制裁の不適用

無国籍者または当該地位の認定を申請する者のいずれも、移住にともなって非正規に入

国したことまたは滞在していることを理由とするいかなる刑事上、移民法上または行政上の制裁も科されない。

無国籍認定手続は、申請者またはその家族集団の構成員に対して提起されている可能性があるいかなる行政上または司法上の処罰行為についても、執行停止効を有する。

第 条 収容の禁止

何人も、国籍および外国の機関が交付した身分証明書もしくは旅行証明書を有しないことまたは非正規移民であることを理由として、無国籍者としての地位を申請する前に収容されない。

第 条 ノン・ルフールマン

いかなる無国籍者または当該地位の認定を申請する者も、送還、追放もしくは引渡しの対象とされず、またはいかなる方法によってもその生命、身体の安全または自由が危険にさらされるおそれのある領域の国境に連行されない。

第 条 追放の禁止

いかなる無国籍者または当該地位の認定を申請する者も、国の安全または公の秩序を理由とする場合を除き、本邦から追放されない。

追放の理由がある場合、追放は、法の適正手続にしたがって行われた決定によってのみ行われる。

国の安全のためのやむを得ない理由のために他の対応が必要となる場合を除き、無国籍者は、追放される理由がないことを明らかにする証拠を提出し、行政上および司法上の救済措置を利用し、かつ権限ある機関において当該目的のための代理人による援助を受けることを認められる。

追放が認められる時は、無国籍者は、他の国への合法的入国の許可を求めるのに妥当と認められる期間の猶予を与えられる。

第 条 家族単位／再統合

無国籍者および当該地位の申請者の家族単位は保全される。これには、配偶者またはコンロー上におけるパートナー（同性の者を含む）、未成年の子ども、および、無国籍者等との間に国家難民無国籍委員会が有効であると判断する経済的、文化的、心理的、情緒的もしくは他のいずれかの態様の依存関係がある他の家族集団構成員または個人が含まれる。

他国の国民である家族構成員は、申請が処理されている間、本邦における一時在留許可を取得する。

国家無国籍者・難民委員会は、無国籍者と認められた者の家族の国における再統合の便宜

を図るため、規制措置を含むあらゆる必要な措置をとる。

第 条 地位の域外的効力

1954 年の無国籍者の地位に関する条約の締約国が認定した無国籍者としての地位は、本邦においても認められる。

国家無国籍者・難民委員会は、当該個人が無国籍者と認められるための要件を満たしていないことが明らかである例外的場合を除き、当該地位に疑義をはさむことはできない。

第 条 外交的保護

国家無国籍者・難民委員会は、損害が生じた日および請求の公式提出の日に無国籍者が本邦に一時的または恒久的に居住していた時は、外務省を通じ、当該無国籍者の外交的保護を確保することができる。

第 章：無国籍者として保護される地位の終了

第 条 終止

無国籍者としての地位の適用は、当該者が次の場合のいずれかに該当する時は、終止する。

- a) 帰化またはその他の方法により本邦の国籍を取得した場合。
- b) 他のいずれかの国により、その国の法律にしたがって国民と認められた場合。この場合の無国籍者としての地位の終止には、本邦にしたがって付与された移住者としての地位の変更も永住許可の終了も伴わない。

第 条 撤回

国家無国籍者・難民委員会は、ある者が、無国籍者としての地位を付与された後、この法律の第 XXX 条〔訳者注／人的および実体的適用範囲に関する条項〕第 3 項 a) または c) に掲げられた行為のいずれかを行ったと考える重大な理由がある時は、当該者の無国籍者としての地位を撤回する。

第 条 取消し

国家無国籍者・難民委員会は、無国籍者としての地位を認められた者が、決定時にその存在が知られていれば、当該者が無国籍者としての資格を有しないまたは無国籍者としての保護から除外されるべきであるという理由で、当該地位の申請の棄却につながっていたであろう情報または書類を故意に提出せずまたは偽造したと考える重大な理由が存在する場合を除き、当該地位を認めた行政決定の再審査を行うことができない。

〔原文 p.16 写真キャプション〕

無国籍者の Maha Mamo と面接する、米州担当保護官（無国籍者担当）の Juan Ignacio Mondelli。ブエノスアイレス、2017年11月。UNHCR。

〔本文に戻る〕

権利および義務

第 章 総則

第 条 無国籍者としての保護を求めかつ受ける権利

すべての無国籍者は、無国籍者としての保護を求めかつ受ける権利を有する。

第 条 帰化する権利

すべての無国籍者は、法律第 XXX 号およびこの法律に定める便宜にしたがって、帰化する権利を有する。

第 条 自己の名義による申請

無国籍者としての資格を有する子どもおよび青少年（年齢または保護者・養育者の有無もしくは家族と離れ離れになっているか否かを問わない）ならびに他の家族集団構成員は、自己の名義で申請を提出する権利を有する。

国家無国籍者・難民委員会は、各申請について個別に審査および決定を行う。ただし、これらの申請を単一の行政記録の下で処理することもできる。

第 条 1954 年条約で保護される権利

本邦が加盟している国際人権条約、憲法または法律によってより好意的な待遇が定められている場合を除き、無国籍者は、本邦において、1954 年の無国籍者の地位に関する条約で認められたすべての権利を享受する。

第 条 就労する権利

無国籍者および当該地位の認定を申請する者は、独立してまたは被雇用者として就労する権利を有し、かつ、国が提供する保健ケアサービス、教育その他の社会プログラムにもアクセスすることができる。

第 条 義務

すべての無国籍者および当該地位の認定を申請する者は、憲法、本邦の法令ならびに公の秩序を維持するためにとられるすべての措置に従う義務を負う。

第 章：身分証明書および旅行証明書／合法的居住／行政上の援助

第 条 身分証明書

すべての無国籍者および当該地位の認定を申請する者は、有効な旅行証明書を所持していない場合、身分証明書の交付を受ける権利を有する。

申請者に対しては、その申請に関して終局的決定が行われるまで効力を有する証明書を交付する。無国籍者としての認定が行われた時は、当該証明書に代えて、本邦に永住する外国人に付与される身分証明書を交付する。

第 条 一時的居住および永住

無国籍者として認められることを求めているすべての者は、その申請について終局的決定が行われるまで本邦における合法的滞在を保障する一時在留許可を得る権利を有する。無国籍者としての認定が行われた時は、当該無国籍者は永住許可を付与される。

第 条 身分証明書および居住（無国籍者の家族）

外国人である家族集団構成員は、無国籍者と同一の条件で身分証明書の交付を受けかつ永住許可を取得する権利を有する。

〔原文 p.16 写真キャプション〕

ブラジル行動計画第 6 章（無国籍の根絶）の実施状況を 3 年ごとに評価する準地域会合の第 1 回会合。プエノスアイレス、2017 年 11 月。

〔本文に戻る〕

第 条 旅行証明書

合法的に領域内に滞在するすべての無国籍者は、国の安全または公の秩序のためのやむをえない理由がある場合を除き、本邦外への旅行および本邦への再入国のための旅行証明書の交付を受ける権利を有する。

当該旅行証明書は、領域内にいるいかなる無国籍者に対しても、特に当該無国籍者が合法的に居住している国から旅行証明書を取得できない場合に、交付することができる。

旅行証明書の交付には、1954 年の無国籍者の地位に関する条約の第 28 条および附属書が適用される。旅行証明書は、国際民間航空機関の関連の基準を遵守するものでなければならない。

外交機関または領事機関は、旅行証明書の有効期間を適宜延長するものとし、かつ、同様に、無国籍者による領域への迅速な帰還を可能とする安全通行証を交付することもできる。

第 条 行政上の援助

無国籍者がその権利の行使につき外国の機関の援助を必要とするのが通例である場合において当該外国の機関の援助を求めることができない時は、国家無国籍者・難民委員会事務局は、自国の機関により同様の援助が当該無国籍者に与えられるように取り計らう。

国家無国籍者・難民委員会事務局は、無国籍者に対し、外国人が通常本国の機関からまたは本国の機関を通じて交付される文書または証明書と同様の文書または証明書を交付し、または権限ある機関によってこれらの文書または証明書が交付されるようにする。

これらの規定により交付される文書または証明書は、外国人が本国の機関からまたは本国の機関を通じて交付される公文書に代わるものとし、反証のない限り信用が与えられるものとする。

第 条 無償

無国籍認定手続、移住手続および帰化手続は、無国籍者、無国籍者としての地位の認定を申請する者およびその家族集団構成員については、無償とする。

生活に困窮していない無国籍者に対しては、身分証明書および旅行証明書の取得または他の同種の事務について、国民に対して課される手数料、租税または公課のうち最も低い額を支払うことを求めることができる。

国家無国籍者・難民委員会（CONARE）／技術行政事務局

第 章：権限

注：ブラジル行動計画第 6 章は、無国籍者認定の権限を、国家難民委員会（CONARE）またはこれに相当する機関の権限に含めることを勧告している。

第 条 国家無国籍者・難民委員会（CONARE）

法律第 XXX 号第 XXX 条により設置する「国家難民委員会」は、この法律が付託する権限を行使する。

この法律の施行後、同委員会は「国家無国籍者・難民委員会」と称する。

第 条 権限

国家無国籍者・難民委員会は、無国籍の認定を行うことによって無国籍者を把握し、保護し、援助し、かつその帰化の便宜を図るためにあらゆる必要な措置をとる。特に、国家無国籍者・難民委員会は次の職務を行う。

- a) 第一次決定機関としてある者が無国籍者であるか否かの把握および認定を行い、除外の適用要件の有無ならびに無国籍者としての地位の終止、取消しおよび撤回に関わるあらゆる事項について決定すること。
- b) 無国籍者が自己の権利を実効的に享受できることを確保し、無国籍者が公的な社会的、経済的および文化的援助プログラムに実効的にアクセスできることを促進すること。
- c) 国、州および地方自治体機関と調整を図りながら、その職務および権限の行使のために必要な措置をとること。
- d) 無国籍者のニーズ、ならびに、公共政策および援助・統合プログラムに無国籍者を包摂する方法について、関連の政府機関に助言を行うこと。
- e) 家族再統合手続および本邦への無国籍者の第三国定住手続において仲裁を行うこと。
- f) この法律の実施のために必要な規則を承認すること。
- g) 共和国大統領に対し、3 月 31 日までに、前年の活動に関する年次報告書を提出すること。

第 条 技術行政事務局／職務

法律第 XXX 号第 XXX 条により設置する事務局は、国家無国籍者・難民委員会がその職務を遂行するにあたり、技術上および行政上の支援を提供する。事務局は特に次のことを行う。

- a) 無国籍者としての地位の認定の申請を受領し、登録しかつ処理すること。
- b) 手続が進められている間、必要な連絡および通知（出身国の領事館、大使館その他の外国機関への照会を含む）ならびに国家無国籍者・難民委員会の決定を送達すること。

- c) 移民担当機関、国境管理機関、司法機関または地方機関と、これらの機関が受領した可能性のある申請の移送に関して調整を図ること。
- d) 申請者の面接を行うこと。その際、面接官および該当する場合には通訳者の性別を申請者が選択できるようにするものとする。
- e) 申請者の行政記録を作成すること。当該記録には、1) 申請者およびその親族（申請者に親族の付添いがあるか否かを問わない）の身元の詳細、2) 申請理由を説明する文書、3) 証拠が提出されている場合には当該証拠、4) 過去に実施された面接の記録ならびに5) 申請の本案に関する事務局の法的意見を含むものとする。
- f) 無国籍者およびその家族に対し、身分証明書、旅行証明書および移民在留許可書を交付しまたはその権限の下に交付させること。
- g) 無国籍者およびその家族に行政上の援助を提供し、就労ならびに公的な保健ケア、教育および社会援助のプログラムおよびサービスに実効的にアクセスするために必要な許可または文書の取得の便宜を図ること。
- h) この法律に基づいてまたは国家無国籍者・難民委員会によって付託されたその他の職務を遂行すること。

手続

第 章 通常手続

第 条 法の適正手続

無国籍認定手続においては、法の適正手続のすべての保障措置を尊重する。

第 条 情報の提供

事務局は、申請が提出されると同時に、当該者に対し、無国籍者としての地位の認定を申請する者としての権利および義務ならびに無国籍者としての地位の認定のための基準および手続について告知する。

第 条 面接

申請者は、裁決の前に面接を受ける権利を有する。事務局は、必要に応じてフォローアップのための面接を実施するとともに、申請者に対し、自己の主張を提出するために必要な時間および手段をあらゆる場合に提供し、かつ、面接官および通訳者の性別の選択権を与える。この選択については記録簿に書面で記載するものとする。

第 条 翻訳者または通訳者

申請者が本邦の言語を理解しない時は、事務局は、申請者に対し、資格のある翻訳者または通訳者の役務を無償で提供する。

第 条 法的代理人の支援

申請者は、手続のあらゆる段階を通じ、法的代理による支援を受ける権利を有する。

申請者が経済的資源を有しない時は、国家無国籍者・難民委員会は、申請者が難民および無国籍者の国際保護を専門とする適切なかつ無償の法的援助サービスにアクセスする便宜を図るためにあらゆる必要な措置をとる。

第 条 領域への入国

移民担当機関は、無国籍者としての地位の認定を申請する意思を明らかにしたすべての個人に対し、たとえ申請者が移民管理規則で要求されている書類を所持していない場合でも、領域への入国を認める。

第 条 申請の提出

無国籍者としての地位の認定を求める申請は、本人が、または法的代理人を通じ、口頭または書面によって行うことができる。

無国籍者としての保護を必要とする可能性がある個人を把握したいかなる公的機関も、

当該事案を直ちに国家無国籍者・難民委員会事務局に移送する。移送を受けた国家無国籍者・難民委員会事務局は、当該者に情報を提供し、かつ当該者が申請を希望しているか否かを確認する目的で、当該者の面接を実施する。

第 条 証拠の認容

手続においてはあらゆる態様の証拠が認容される。ただし、その提出は、当該証拠が事案の事情に関連するものであると国家無国籍者・難民委員会が判断することを条件として認められる。

第 条 証拠の提出

事務局は職権調査書を作成し、特に権限ある外国の機関がその国の国内法をどのように解釈しかつ適用しているかに関して、申請の本案の判断に関連すると考えられるあらゆる証拠を提出する。

第 条 証拠提出責任

国家無国籍者・難民委員会および申請者は証拠提出責任を共有する。

第 条 申請者の協力義務

申請者は、その申請を裏付ける事実関係を確定し、かつ現に所持しているまたは取得できる可能性があると合理的に考えられるすべての証拠を提出するため、事務局と協力しなければならない。

第 条 申請者の出頭義務

国家無国籍者・難民委員会は、特定の事案について事務局から詳細な報告を受領すると同時に、無国籍認定手続の進行中に申請者の出頭を確保するための、必要性、合理性および比例性を備えていると考える措置をとることができる。

当該措置は、全会一致で承認された規則において詳細に規定されたものでなければならない。当該規則においては、これらの措置の内容、その使用を規律する基準ならびにその適用、監督および改定のための手続について定めるものとする。

第 条 他国への照会

国家無国籍者・難民委員会は、申請者がある国の法の運用において当該国の国民と認められているか否かを確認する目的で、当該申請者がその出生地、血統、居住、婚姻または他のいずれかの地位に基づいて関連のつながりを有している可能性がある国と協議することができる。外国の機関との協議は、申請者が難民としてまたは他の補完的保護に基づいて保護のニーズを有していない場合に限り、事務局を通じて行うものとする。

第 条 個人情報保護／秘密保持

無国籍認定手続においては、無国籍者およびその家族に言及する情報の保護および秘密保持を確保する。

国家無国籍者・難民委員会は、協議対象である国との間で、申請者がその国の国民であると考えられるかを当該国が合理的な期間内に確認するために厳格に必要なものの以外の情報を共有することはできない。

第 条 立証の基準

無国籍者である旨の認定は、当該者がいずれの国家によってもその法の運用において国民と認められていないことが合理的な程度に確立されれば、正当とされる。

第 条 灰色の利益

申請についての判断に関連するいずれかの事実の証明が不可能である時は、国家無国籍者・難民委員会は、協力義務を遵守した申請者に対し、その陳述が一貫しており、かつ申請者により提出された説明全般および一般的に知られている事実と一致する限りにおいて、灰色の利益を認めることができる。

第 条 事務局の法的意見

事務局は、関連の証拠が提出された後、申請の本案に関する技術的報告書を合理的な期間内に起案し、国家無国籍者・難民委員会に提出する。

第 条 終局的決定／決定までの期間

国家無国籍者・難民委員会は、理由を付した決定書によって、かつ申請が提出された日から 180 日以内に、申請についての決定を行う。ただし、記録簿の作成、事案の複雑さまたは外国の機関との協議のために期間の延長が必要な時は、決定までの期間を最大 180 日延長することができる。

第 条 宣言的効果／人道的および非政治的性格

ある個人が無国籍であることを認定する行政上または司法上の行為は、宣言的効果を有し、かつその性格は人道的かつ非政治的なものとする。

第 条 終止、撤回および取消しの手続

国家無国籍者・難民委員会は、終止、撤回または取消しに関する条項の適用について、適正に実証された決定書をもって、かつ当該者の面接および事務局からの技術的報告書の受領後に、第 1 次決定を行う。事務局は、当該者の面接を手配するとともに、当該条項が適用

され得るという意見に至った理由を共有する。

国家無国籍者・難民委員会は、技術的報告書の受領の日から 60 日以内に決定を行う。ただし、事案の複雑さまたは外国の機関との協議のために期間の延長が必要な時は、決定までの期間を最大 60 日延長することができる。

第 条 決定の通知

事務局は、国家無国籍者・難民委員会の終局的決定を、手続に関する決定およびその後回復不能な危害を引き起こす可能性がある決定のいずれについても、決定が採択されてから 5 日以内に、申請者に対して正式に通知する。

第 条 行政上および司法上の再審査／効果

無国籍者としての地位の棄却、終止、取消しおよび撤回に関する国家無国籍者・難民委員会の決定ならびに回復不能な危害を引き起こす可能性がある手続的決定は、行政行為の行政上および司法上の再審査のために設けられている通常の制度にしたがって、再審査の対象とされる。

不服申立てまたは行政上もしくは司法上の救済請求が提起された時は、追放に関するいかなる決定の執行も停止される。

〔注：難民の保護に関する規則で、より好意的な結果につながる特別な不服申立て制度が設けられている場合、その特別な制度を無国籍者にも適用することが推奨される。〕

第 章：他の手続との調整

第 条 難民認定手続

国家無国籍者・難民委員会は、個人が難民としての地位の認定を申請した時、または事務局が当該者には難民としての資格がある可能性があると判断し、かつ当該者が難民認定手続を通じて自己の申請を扱われることについて書面で同意した時は、手続のいかなる段階においても、難民としての地位の認定に関する規則および手続にしたがって当該申請を処理する。

第 条 秘密保持

難民認定手続が実施される場合、国家無国籍者・難民委員会は、手続の秘密が保持されることを確保するものとし、当該者が無国籍の難民であるか否かを判断するための手続の一環として、迫害とされる行為が行われた国の機関と接触することは控える。

第 条 無国籍の難民／両方の地位の認定

国家無国籍者・難民委員会は、難民認定手続の際、当該者が両方の地位の基準を満たす無

国籍の難民であるか否か、当該者がいずれかの国の国籍を有する難民であるか否か、当該者が無国籍ではあるものの難民としての資格は有しないか否か、または当該者がいずれの地位の基準も満たさないか否かについての評価を行う。評価の結果は、関連する決定に明示的に記載するものとする。

第 条 無国籍の難民としての地位の終止

無国籍の難民としての地位が終止する際に当該個人がいずれかの国の国籍を有していない時は、無国籍者としての地位は引き続き有効とされ、この法律に定める「無国籍者としての保護の終止」についての規定にしたがう場合を除き、終了しないものとする。

第 条 期限後の出生登録手続

国家無国籍者・難民委員会は、申請または面接の際に提出された書類および提示された事実関係に基づき、当該者が本邦の領域内で出生したにもかかわらずその出生が登録されていない可能性があると判断した場合には常に、無国籍認定手続を停止するとともに、当該事案を権限ある登録機関に移送し、該当する時は当該機関が期限後の出生登録を行えるようにする。

この手続の終了後も当該者が本邦の国民として登録されなかった時は、行政上または司法上の決定を国家無国籍者・難民委員会に通知し、無国籍認定手続の再開を可能にするものとする。

第 条 国籍取得手続

国家無国籍者・難民委員会は、申請または面接の際に提出された書類および提示された事実関係に基づき、当該者が帰化以外の手続により本邦の国籍を取得する資格を有していると判断した場合は常に、当該者が手続を開始することを検討できるよう、当該者にしかるべく告知する。

当該事案は申請者の同意を得て権限ある機関に移送し、移送を受けた機関は、当該国籍申請を緊急かつ優先的に処理するものとする。

第 条 他国の国籍取得手続

国家無国籍者・難民委員会は、申請または面接の際に提出された書類および提示された事実関係に基づき、当該者が他の国の国籍を取得する資格を有していると判断した場合は常に、当該国籍の取得または該当する場合には回復の便宜を図るため、申請者の同意を得て、当該外国の機関に対して斡旋を行う。

外国の国籍を取得するための斡旋の提供または手続の開始によっても、無国籍認定手続は停止されない。ただし、申請者が停止を求める場合はこの限りでない。

仮訳・原文英語 UNHCR, “Draft Articles on the Protection of Stateless Persons and the Facilities for their Naturalisation,” (February 2017)
<https://www.refworld.org/docid/59ad4e784.html>

第 章：子どもおよび青少年

第 条 面接

子どもおよび青少年は、特別な訓練を受けたスタッフによる面接を受ける権利を有する。

第 条 法的代理／無効

無国籍者としての地位の認定の申請が子どもまたは青少年によって提出された時は、事務局は、法的代理人が直ちに任命されるよう手配する。法的代理人は手続のあらゆる段階に義務的に介入するものとし、法的代理人の介入のない決定は無効とする。

第 条 子どもの最善の利益／参加

国家無国籍者・難民委員会は、子どもおよび青少年の最善の利益を第一次的に考慮するとともに、その年齢および成熟度を考慮しながら、自己に関わる手続のあらゆる段階および決定における、子どもおよび青少年の参加および意見を聴かれる権利を確保する。

第 条 優先的処理

子どもまたは青少年によって提出された申請は、その処理、審査および決定を優先的に行うものとする。

第 条 保護・養育者がいない子どもまたは主たる保護・養育者から離別した子どもおよび青少年

権限ある機関〔子どもの福祉および保護を担当する政府機関〕は、保護・養育者がいない子どもまたは主たる保護・養育者から離別した子どもおよび青少年について、当該子どもまたは青少年が入国港に到着した後直ちに、または当該子どもまたは青少年が本邦にいることを知った時から可能な限り早期に、その地位に関する決定を行う。

第 条 親族の搜索

権限ある機関〔子どもの福祉および保護を担当する政府機関〕は、〔訳者注／前条にいう子どもまたは青少年について〕親族搜索の手続を直ちに開始するとともに、合理的な期間内に家族再統合が不可能である場合または家族再統合が当該子どもまたは青少年の最善の利益に合致しない場合、里親家族を特定するために必要な措置をとる。

第 条 年齢の自称／推定

年齢について疑いがある時は、年齢鑑別検査が実施されるまで、当該個人が自称する年齢の通りであると見なす。

第 条 後見人の任命

保護者がいない子どもまたは青少年が発見された時は、直ちに後見人を任命し、当該子どもまたは青少年が成年に達するまでまたは領域を恒久的に退去するまで、後見人としての職務を果たさせるものとする。

子どもに対しては、その後見および法的代理人による代理に関する決定を通知し、その意見を考慮するものとする。

保護者・養育者と離れ離れになった子どもについては、当該子どもに付き添っている成人の親族、または主たる養育者ではあるが直接の親族ではない者を、後見人に任命する。ただし、このような決定が子どもの最善の利益に合致しない時は、この限りでない。

第 条 最善の利益認定手続

子どもまたは青少年に保護者がおらず、または子どもまたは青少年が保護者・養育者と離れ離れになっている時は、権限ある機関〔子どもの福祉および保護を担当する政府機関〕は、適切な長期的解決策を特定するために最善の利益認定手続を開始する。このような解決策としては、帰化、または家族再統合を目的とする他国への定住のほか、当該子どもまたは青少年に適切な身体的および情緒的ケアを提供し、かつその特別なニーズに対応するための安全かつ保護的な環境を確保することを目的とした、一時的なケアおよび援助の措置などが挙げられる。

第 章 障がい者

第 条 便益／参加

国家無国籍者・難民委員会は、障がいのある申請者が、自己の主張を提出し、かつ手続のあらゆる段階を最後まで遂行することを可能にする、当該申請者の特別なニーズに合わせた便益にアクセスできることを確保するために必要な措置をとり、もって当該申請者の参加を確保する。

第 条 法的代理人

申請者が長期的な精神障がい、知的障がいまたは感覚障がいを有しているために手続への全面的かつ実効的参加が不可能でありまたは深刻に阻害される時は、事務局は、法的代理人を直ちに任命する。法的代理人は手続のあらゆる段階に義務的に介入するものとし、法的代理人の介入のない決定は無効とする。

第 条 後見

該当する場合、後見人の任命に関する決定は、適用される民法の規定で定められた基準および手続にしたがって行う。

第 条 国籍の推定

何人も、障がいや理由として自らまたは他の者を通じて意思を表明できず、その結果、当該者が本邦の国民であることまたは本邦の国籍に対する権利を有していることを証明できない時は、無国籍とは判断されない。

このような場合、事務局は、国籍の確認または付与のために事案を権限ある機関に移送する。疑いがある時は、当該機関は、当該者が国民としての地位を有しているものとして裁決を行う。

解決策

第 章：帰化

第 条 帰化のための便宜

無国籍者は、その帰化のために次の便宜を享受できるものとし、これとの関連で、より過大な要件を定めている可能性がある他のいかなる規則も、廃止されたとみなされる。

注：外国人一般の帰化に関して憲法および法律の規定が定める要件にしたがい、国は、次の便宜を無国籍者の帰化のために提供することを適宜検討することができる。

便宜（帰化手続へのアクセス）
手続に関する情報の普及 国家無国籍者・難民委員会および権限ある機関（帰化担当）は、無国籍者に対し、当該無国籍者が理解できる言語で、帰化の基準および要件に関する情報を提供する。
便宜（手続）
国家無国籍者・難民委員会の役割 法律は、長期的解決策としての帰化の便宜を図り、帰化が確実に行われるようにするための付随的役割および監視の役割を国家無国籍者・難民委員会に与える。
費用
無償（手数料の支払い免除） 1954 年条約第 32 条にしたがい、国は、帰化手続の手数料および費用を可能な限り低く抑えるためにあらゆる努力を行わなければならない。この目的のため、無国籍者は、帰化手続において通常必要とされる料金、公課、手数料または租税の支払いを免除され得る（無償）。これには、申請書の提出費用のほか、書類（例えば証明書、告知の公示文書等）または公印確認（アポストイーユ）、認証書等の取得費用が含まれる。
費用の一部免除／特定の外国人に対する最も好意的な待遇 手続を完全に無償とすることができない時は、料金、公課、手数料または租税の支払い

仮訳・原文英語 UNHCR, “Draft Articles on the Protection of Stateless Persons and the Facilities for their Naturalisation,” (February 2017)
<https://www.refworld.org/docid/59ad4e784.html>

を一部免除することも可能とし、無国籍者に対しては、特定の範疇に属する外国人（例えば本邦の国民と婚姻した外国人）に対して帰化規則で認められている最も好意的な待遇を与えるものとする。

期間

1954 年条約第 32 条にしたがい、国は帰化手続を迅速に進めるためにあらゆる努力を行わなければならない。したがって、法律で迅速帰化手続を設け、**無国籍者が提出した申請**は優先的に取り扱われるようにするべきである。

証拠提出責任

証拠提出責任(burden of proof)は共有される場合がある。**帰化を求める無国籍者は**、現に所持しているまたは取得できる可能性があると合理的に考えられるすべての証拠を提出しなければならない。他方、権限ある機関（帰化担当）は、必要とされる**その他の文書**の入手の便宜を可能な限り図るものとする（**行政上の援助**）。

立証の基準

申請に関する決定のために必要な時は、権限ある機関（帰化担当）は、手続上の要件を満たすために帰化手続全体を通じて協力してきた無国籍者に対し、灰色の利益を認めることができる。同様に、法律上の要件についても、帰化に有利な方向で柔軟に解釈することができる。

無償の法的援助

資力を有しない無国籍者に対しては、帰化手続のあらゆる段階で無償の法的援助が提供される。

便宜（実体的要件）

居住

必要な居住期間の免除

帰化申請は、無国籍であることが認定され次第、行うことができる。この場合、他国の国民である外国人に対して通常要求される居住期間を満たしている必要はない。

必要な居住期間の一部免除

無国籍者は、本邦で帰化を求める外国人（例えば国民と婚姻した外国人）に適用される、国内法で認められた最も好意的な待遇を受けることができる。

いずれかの合法的在留資格または特定の査証の要件の免除

無国籍者は、いずれかの在留資格または特定の査証（例えば永住許可）を要しない。いずれの範疇に属する移住者であるかにかかわらず、法律で定められた居住期間要件の適用上は、無国籍者としての地位を付与される前に本邦に滞在しまたは居住していた事実のみが考慮される。

国外滞在期間の考慮

本邦外に滞在していても帰化のために必要とされる居住期間が中断されたとみなさないことがどのような場合に正当とされるかについては、法律でこれを定める。

生計維持

被雇用労働者

経済的に自立していることの認証が法律で要求されている場合、無国籍者については、法律が定める最低賃金を稼得していることを実証すれば、当該要件を満たしているものとみなす。

独立労働者

無国籍者が自営業者でありまたは独立して労働している場合、月ごとの所得にかかわらず、公課を払っていることを証明すれば足りる。

被扶養者である無国籍者

他の者に経済的に扶養されている無国籍者は、所得を証明することを要求されない。

前科がないことの証明

出身国が交付する証明書の免除

無国籍者は、出身国が交付する犯罪経歴証明書について、当該証明書を所持しておらず、かつ取得の見込みがないと合理的に考えられる時は、その提示を免除される。

試験（言語またはその他の知識）

無国籍者は、特に言語、歴史または文化に関する知識に関する試験を免除される。外国人一般を対象として試験が要件とされている場合、身体的もしくは精神的障がいを持っていること、子どももしくは高齢者であること、または出身国で教育制度にアクセスできなかったことを理由として受験に困難を有する無国籍者については受験を免除し、またはその特別なニーズに応じた対応をとるものとする。

（身体的または精神的）健康証明書

無国籍者は、健康であることおよびいかなる身体的または精神的病態または障がいを有していないことの証明書または証拠の提示を免除される。

その他の書類

無国籍者は、いかなる書類についても、当該書類を所持しておらず、かつ取得の見込みがないと合理的に考えられる時は、その提示を免除される。

〔原文 p.34 写真キャプション〕

「立法措置による米州における無国籍の根絶」に関する第 1 回地域議員会合。キト、2016 年 11 月。

帰化の年齢要件

法律は、いかなる無国籍者も、年齢にかかわらず帰化することを認める。

帰化を求める無国籍者の申請に応じ、当該無国籍者の帰化の効果は、その家族集団の他の構成員（被扶養者）にも及ぼすことができる（ただし、本人が同意する場合に限る）。国内法の求めるところにしたがい、帰化した子どもまたは青少年は、成年に達した段階で、その後も引き続き本邦の国民として認められたい旨の意思を確認することができる。

保護・養育者がいない子どもまたは主たる保護・養育者から離別した子どもまたは青少年の後見人または法的代理人は、当該子ども／青少年の帰化を申請できる。当該申請の処理および決定に際しては、子ども／青少年の最善の利益を考慮するものとする。